

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 1 号
令和 7 年(2025 年) 1 月 1 5 日

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
財 政 部	財政課、納税課、市民税課、資産税課
豊 浦 総 合 支 所	市民生活課、建設農林水産課、下関北部建設事務所
豊 北 総 合 支 所	市民生活課、建設農林水産課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

財政部、豊浦総合支所、豊北総合支所
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

財政部、豊浦総合支所、豊北総合支所
令和6年11月1日から令和6年12月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。

財政部 財政課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
財政部 納税課、市民税課、資産税課	
	[指摘事項] (1) 会計管理者が、下関市会計規則第4条第1項に掲げる会計事務を出納員に委任した場合、同条第3項の規定により、市長は、地方自治法第171条第4項後段の告示を行うものとされているが、当該告示を行っていないかった。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。（市民税課）
	[意見] なし
豊浦総合支所 市民生活課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
豊浦総合支所 建設農林水産課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
豊浦総合支所 下関北部建設事務所	
	[指摘事項] 及び [意見] なし

豊北総合支所 市民生活課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
豊北総合支所 建設農林水産課	
	[指摘事項] (1) 道路の占用許可に係る事務において、道路占用許可に係る決裁文書の伺い文では占用料を正しく算定しているにもかかわらず、誤った金額で道路占用許可指令書を通知したため、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じるとともに、確認体制を強化されたい。
	[意見] なし

以上